

上田市道路位置指定に関する技術基準

上田市都市建設部建築指導課

(趣旨)

第1条 この基準は、指定道路取扱要領第16条の規定により、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の道路の位置の指定に関して、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第144条の4に定められた基準のほか、必要な基準を定めるものとする。

(接続先道路の性格)

第2条 位置指定道路は、第42条第1項第1号から第3号又は第5号及び第2項の規定に基づく道路（以下「接続先道路」という。）に接続しているものとする。

- 2 接続先道路については、官民境界が確定しているものとする。
- 3 建築基準法第43条第2項による道路に関連することとなる位置指定道路計画は認めない。

(指定道路の配置基準)

第3条 指定道路の配置及び指定道路に接する敷地の規模、形状は土地利用、交通等の現況及び今後の計画的な市街地形成を十分考慮し、設計しなければならない。

- 2 指定道路の隣地に既存建築物がある場合は、斜線制限等を調査し、法に抵触しないようにしなければならない。
- 3 指定道路を築造する敷地が、建築基準法施令第80条の3に規定されている土砂災害特別警戒区域に指定されている場合は、指定道路を築造することはできない。
- 4 車両が通行する道路に平行しての指定道路の設置は基本認めない。
- 5 配置計画にあつては、極力通り抜け道路の計画に努めること。
- 6 がけ地が生じる宅地については、工作物（擁壁）の確認通知を得た土地であるものとする。
- 7 位置指定道路が高架線下となる場合には、電気工作物規定に適合しているものとする。

(指定道路の幅員)

第4条 道路の幅員の計測は、図1（道路幅員の基準）による。

(指定道路の延長)

第5条 道路の長さは、道路の中心線により計測し、図2（道路幅員の長さの基準）による。

- 2 水路等を含む場合の道路の長さは、当該水路等を含むものとする。
- 3 法第42条第2項による道路に接する道路の長さは、接する道路の中心線から2メートル後退した場所から測定するものとする。
- 4 道路の終端の計測は図3（指定道路の終端構造）に準ずる。
- 5 道路の終端に自動車の転回広場を設ける場合にあつては指定道路の長さは、当該転回広場の中心までとする。図7（転回広場の設置基準）

(自動車の転回広場)

第6条 政令第144条の4第1項第1号の基準により設ける自動車の転回広場は、側溝又は縁石等の構造物を用いて表示する。

- 2 具体的な設置基準は、図7（転回広場の設置基準）による。
- 3 延長35m以内に、任意で転回広場を設けることを可能とする。

(すみ切りの構造)

第7条 政令第144条の4第1項第2号の基準により設けるすみ切りの基準は、図6（すみ切りの基準）による。

- 2 白線にてすみ切りをつける場合等、指定道路になっている筆内の電柱等の工作物の設置を認めない。

(指定道路の区画)

第8条 指定道路の区画及び終端部の構造は、図3（指定道路の終端構造）によるものとする。

- 2 側溝、縁石、舗装止コンクリート・擁壁等又盛土の場合は境界杭を配置し、他の土地と明確に区画するものとする。
- 3 側溝を配置する場合は、車道用側溝とすること。
- 4 縁石、舗装止コンクリートを配置する場合は、一体の構造物として図3の規格又は同等以上の構造とすること。
- 5 擁壁を配置する場合は、天端巾を300mm以上確保すること。ただし、構造計算書等を添付し、安定が確認できる場合は、これ以下にすることができる。
- 6 2次製品（L型擁壁等）及びその他構造物で安定が確認できるものについては、この限りではない。
- 7 盛土により築造する場合は、路体（土羽の法下）に境界杭を設置すること。尚、盛土構造とする場合は保護路肩を50cm設けること。
- 8 境界杭は、変化点ごとにコンクリート製又は金属標等の永久標を設置するものとする。

(道路の構造)

第9条 指定道路の構造は、図3（指定道路の終端構造）図4（道路側溝棟の構造）図5（道路幅員の構造）によるものとする。

- 2 路面の構造は、原則として、一般交通の用に供された場合に沈下しないよう施工された下層部に、アスファルト又はコンクリート等の耐久性のある材料による表層舗装により施工する。ただし、降雨時において路面の雨水排水処理が行われ、自動車の通行によって、交通の支障となる沈下及びぬかるみが生じない材料及び施工方法による場合にあつては、砂利敷その他とすることができる。その場合は、接続箇所より5メートル以上舗装するものとする。
- 3 すべり止め舗装については、下記のいずれかの工法とする。
 - (1) コンクリート舗装（有効な表面処理を行なうこと）
 - (2) 長野県土木部「設計基準」による、すべり止め舗装とする。
- 4 横断勾配は、1.5～2.0%を基本とし、路面の雨水排水に支障のない勾配とする。
- 5 縦断勾配が4%を超える場合は、アスファルト又はコンクリートにて舗装するものとする。
- 6 道路内の雨水排水処理施設は以下の基準による。
 - (1) 指定道路の排水は、側溝を両側に設けることを原則とし、勾配を0.5パーセント以上確保し、流末まで排水に支障のないものとする。ただし、路面勾配によって雨水排水計画上支障がない場合にあつては、片側側溝とすることができる。また、路面勾配によって雨水排水計画上支障がなく、かつ側溝の構造が暗渠又は自動車交通に支障のない蓋が敷設されている場合にあつては、道路内側溝とすることができる。
 - (2) 側溝等の構造は、基準による道路の維持管理に支障のない構造とする。
(図4 道路側溝等の構造)
 - (3) 側溝の蓋は、T-14以上のコンクリート蓋又はグレーチング蓋とし、10メートルに1箇所はグレーチング蓋を設置することとする。
 - (4) 側溝は、他の有効な排水施設に接続するものとする。但し、接続が困難な場合には、開発区域内に排水等を処理する施設を設けなければならない。
側溝等の排水路及び排水先の同意が得られない等の理由で、開発区域内に雨水等（指定道路の築造に伴って開発される宅地の雨水排水を含む。）の地下浸透設備を設ける場合の浸透施設は、都市計画法による開発行為の許可に関する開発許可審査指針（長野県建設部建築指導課制定）の排水施設の指針に基づき設計された施設とする。
- 7 道路内を排水施設が横断する場合は、横断用側溝とし、暗渠構造とする場合は、原則としてボックスカルバート（□300mm以上）を施工すること。ただし、円形にする場合は上流を超える断面とすること。
- 8 指定道路及び接続道路が屈曲、河川、がけ及び接する敷地と高低差がある場合、又その他通行上危険を伴うおそれのあるところには、転落防止施設、カーブミラー、反射板、擁壁等の適当な施設を設けなければならない。
- 9 側溝と側溝の接続により側壁を削孔する場合は、柵を設置し接続することを基本とする。
- 10 幅員6メートル未満の位置指定道路内には電柱を設置しないものとする。

(給水装置)

- 第10条 申請者は、道路位置指定を受けようとする場合において、上田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成18年3月6日条例第217号）に規定される計画給水区域において、市の上水道施設から給水を受けるときは、上田市水道条例（平成18年3月6日条例第219号）の規定に基づき、給水装置工事が完成し、かつその工事に要した費用を完納した場合、申請者は当該位置指定道路内における給水装置（量水器は除く。）の所有権を取得する。
- 2 申請者は、位置指定道路に伴う給水計画、技術基準および維持管理に関して、あらかじめ水道事業者と協議しなければならない。

(下水道施設)

- 第11条 申請者は、下水道施設を設置する場合において、位置指定道路が上田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成18年3月6日条例第217号）に規定される計画処理区域にあるときは、上田市下水道条例（平成18年3月6日条例第220号）並びに上田市農業集落排水施設条例（平成18年3月6日条例第223号）の規定に適合するように計画しなければならない。
- 2 申請者は、前項の規定の施行に当たっては、あらかじめ排水設備計画について下水道事業者と協議を行い、公共下水道の供用開始時期、汚水の処理方法等を確認のうえ、施設整備を行うものとする。

(その他)

- 第12条 この基準に定めのない事項については、市長と申請者が協議の上で決定するものとする。

平成21年10月1日施行

平成24年 4月1日改定

令和 元年 5月1日改定

(参考)

建築基準法施行令（抜粋）

第144条の4（道に関する基準）

法第42条第1項第5号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの一に該当する場合においては、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。）とすることができる。
 - イ 延長（既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が35メートル以下の場合
 - ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合
 - ハ 延長が35メートルを超える場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合
 - ニ 幅員が6メートル以上の場合
 - ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合
 - 二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートルの2等辺三角形の部分に道を含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
 - 三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。
 - 四 縦断勾配が12パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
 - 五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。
- 2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。
 - 3 地方公共団体は、前項の規定により第1項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

建築基準法施行規則（抜粋）

第9条（道路の位置の指定の申請）

法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副2通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明示すべき事項
附近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低、その他形上特記すべき事項

建設省告示第1837号

自動車の転回広場に関する基準を定める件

建築基準法施行令（昭和25年政令第三百三十八号）第百四十四条の四第一項第一号ハの規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 道の中心線からの水平距離が2mをこえる区域内において小型四輪自動車（道路運送車両法施行規則〔昭和26年運輸省令第七十四号〕別表第一に規定する小型自動車で四輪のものをいう。次号において同じ。）のうち最大なものが2台以上停車することができるものであること。
- 2 小型四輪自動車のうち最大なものが転回できる形状のものであること。

上田市建築基準法施行細則（抜粋）

第4章 道路の位置指定申請等

第10条(道路の位置指定申請書)

省令第9条に規定する申請書は、建築基準法に基づく道路の位置指定申請書(様式第10号)によらなければならない。

第12条(私道の変更等)

法第42条第1項3号又は第5号の規定による私道を変更し、又は廃止しようとする者は、建築基準法に基づく私道の変更（廃止）届出書（様式第11号）に、省令第9条に規定する図面を添えて市長に提出しなければならない。

図1 道路幅員の基準

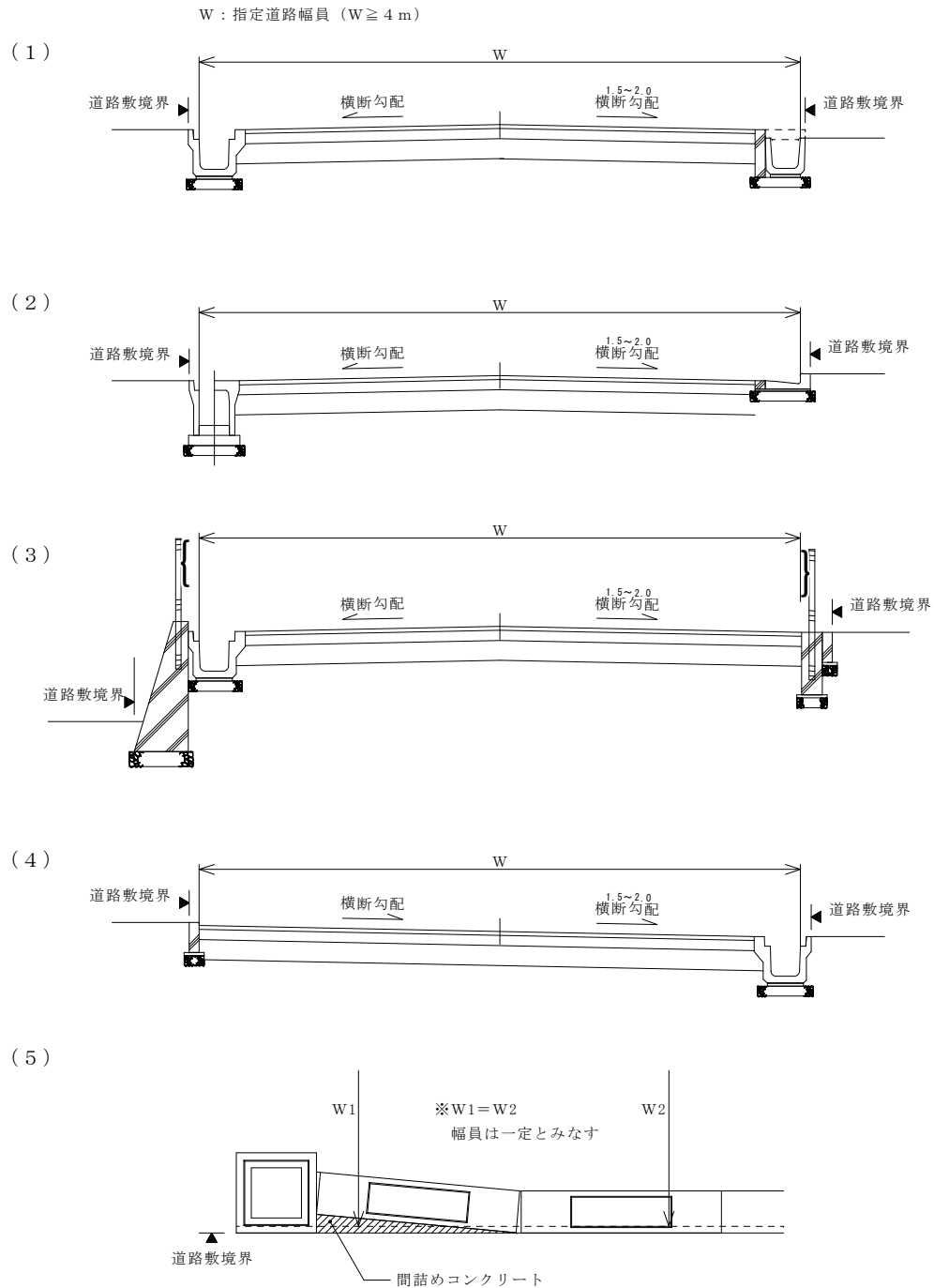
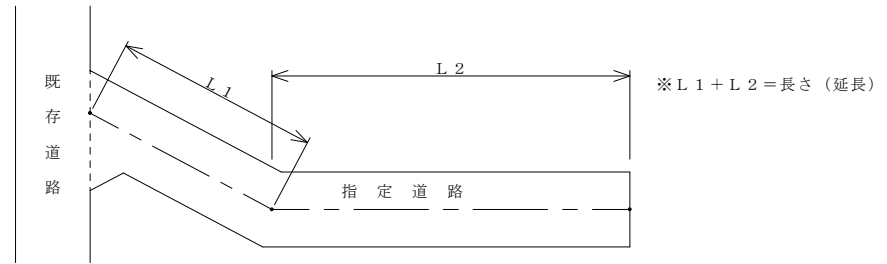
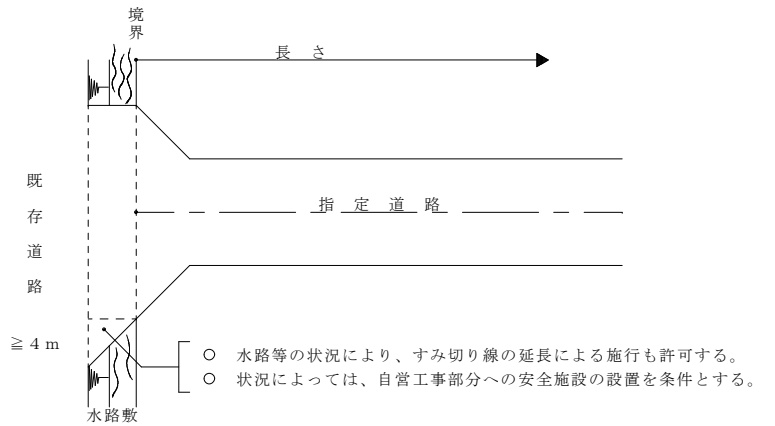


図2 指定道路の長さの基準

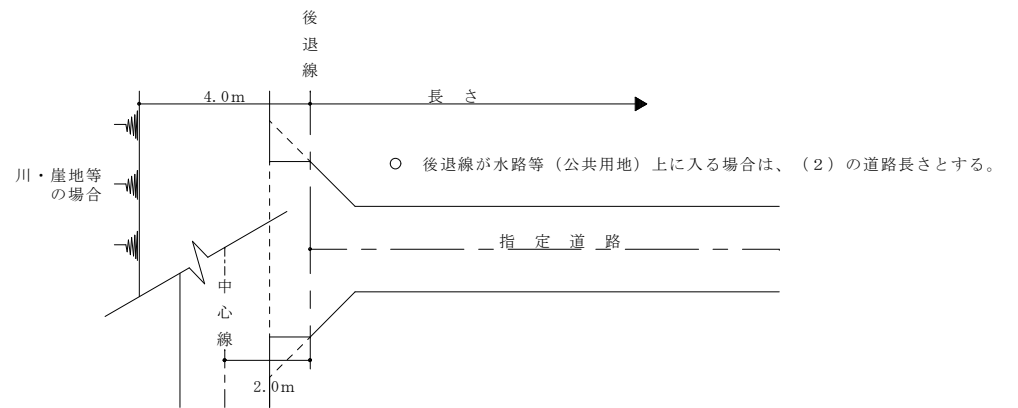
(1) 指定道路の長さは、道路中心線の長さとする。



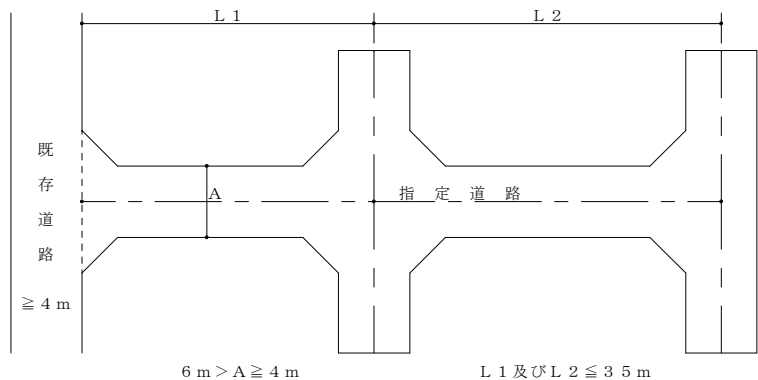
(2) 水路等 (公共用地) を含む場合の指定道路の長さは、水路等 (公共用地) を含まない。



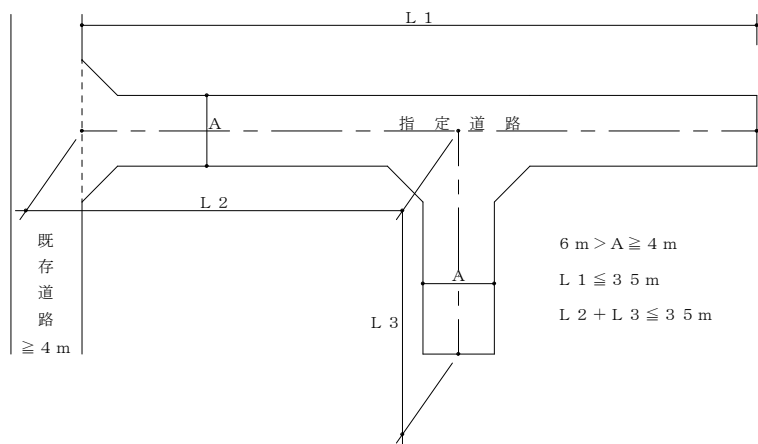
(3) 法第42条第2項による道路に接する道路の長さは、道路の中心線から2mの後退線から測るものとする。



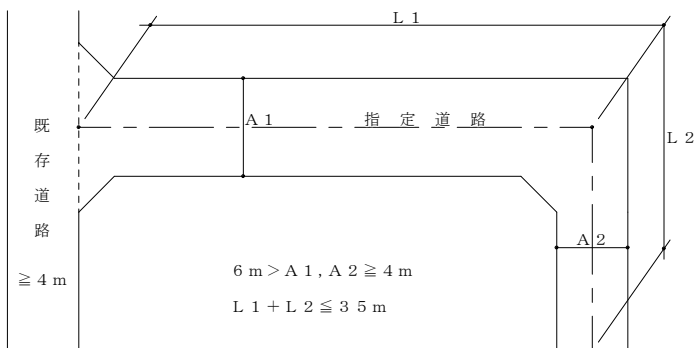
(4) 転回広場がある場合の指定道路の長さは、転回広場の中心までの長さとする。



(5) L字状の指定道路の長さは、起点からの長さとする。



(6) 幅員の異なる指定道路の長さは、下図の長さとする。



(7) 幅員の異なる指定道路の長さは、下図の長さとする。

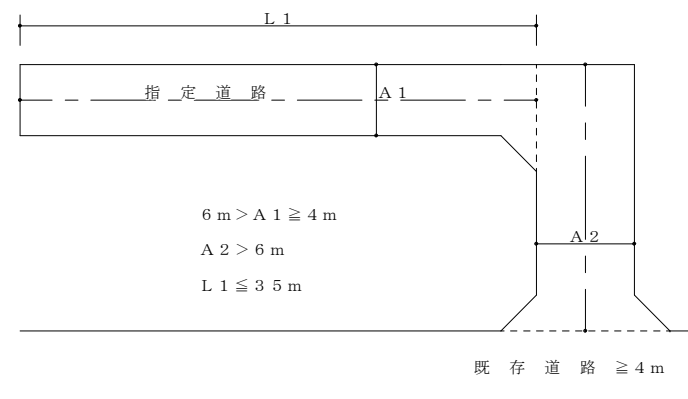


図3 指定道路の終端構造

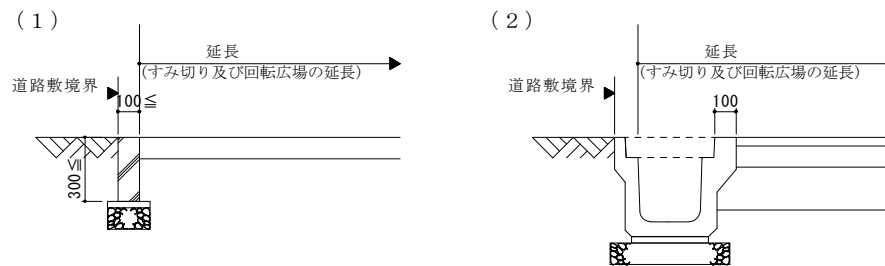


図4 道路側溝等の構造 (車道用側溝とし、幅は30cm以上とする)

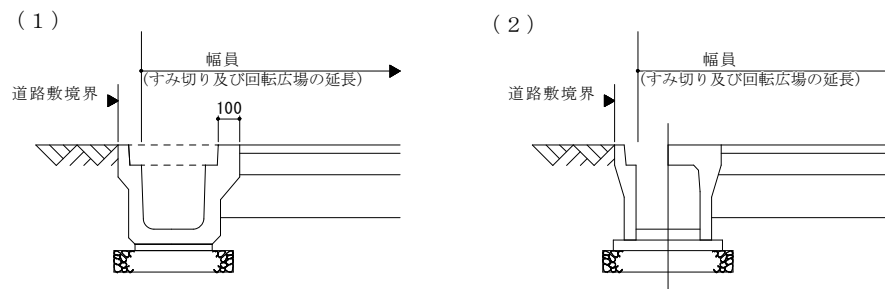
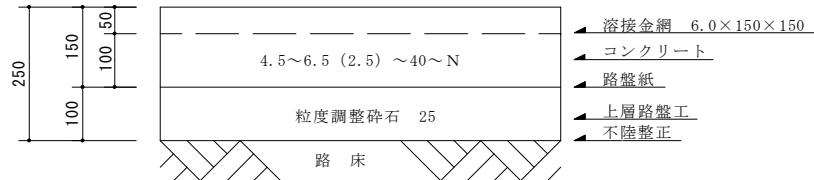


図5 道路幅員の構造

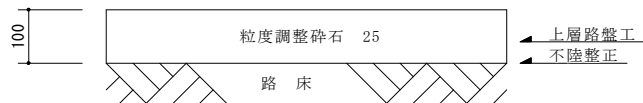
(1) アスファルト舗装工



(2) コンクリート舗装工



(3) 路盤工

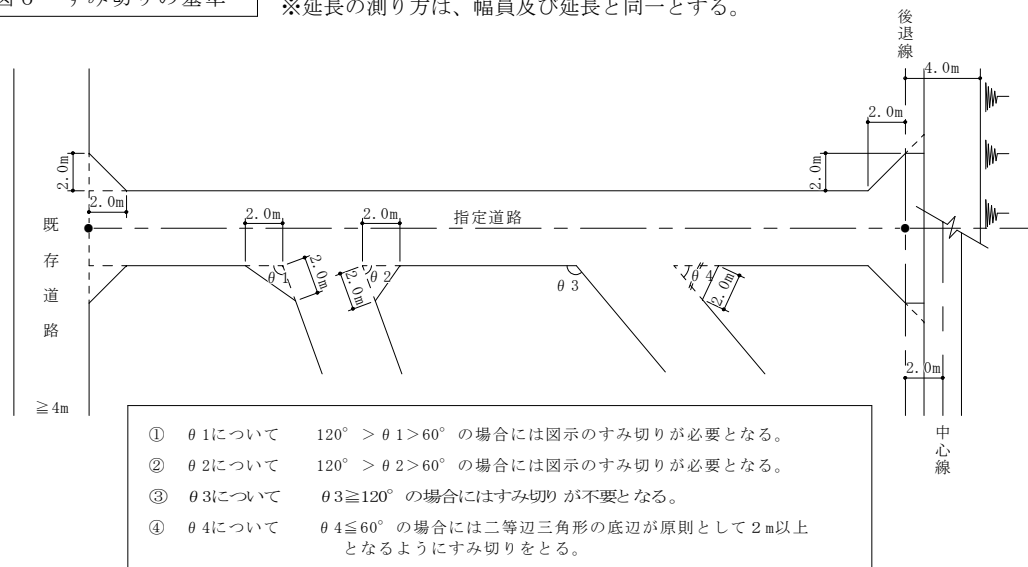


[転圧方法]

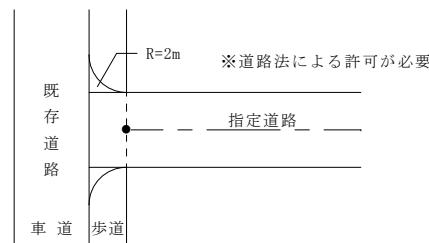
工種	機械施工	人力施工
表層工	マカダム 10~12t 4回 タイヤ 8~20t 10回	振動ローラー 2.5~2.8t 5回
上層路盤工	マカダム 10~20t 5回 タイヤ 8~20t 10回	同上
下層路盤工	マカダム 10~12t 3回 タイヤ 8~20t 10回	同上
不陸調整	マカダム 10~12t 2回 タイヤ 8~20t 3回	同上

図6 すみ切りの基準

※延長の測り方は、幅員及び延長と同一とする。

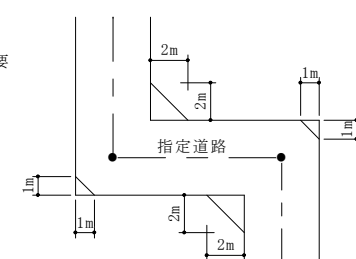


【歩道がある場合】



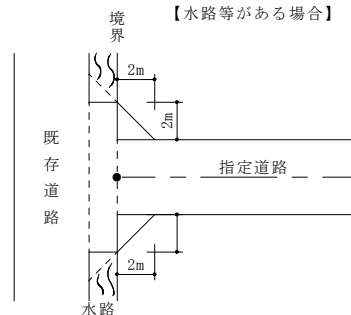
※既設道路の管理者が承諾する範囲とする事が出来る。

【中間で屈曲する場合】



※出隅部分のすみ切りは省略する事が出来る。

【水路等がある場合】



※すみ切り部分には、水路・のり等（公共用地）の用地内には、施工しない。

◎ どちらか一方の角地のすみ切り部分が2m以上とれない場合は、次の各号に該当すること。（原則として、すみ切りは両側へとること。但し、どうしても既存の建築物及び工作物等によりとれない場合は、担当者と協議をすること。）

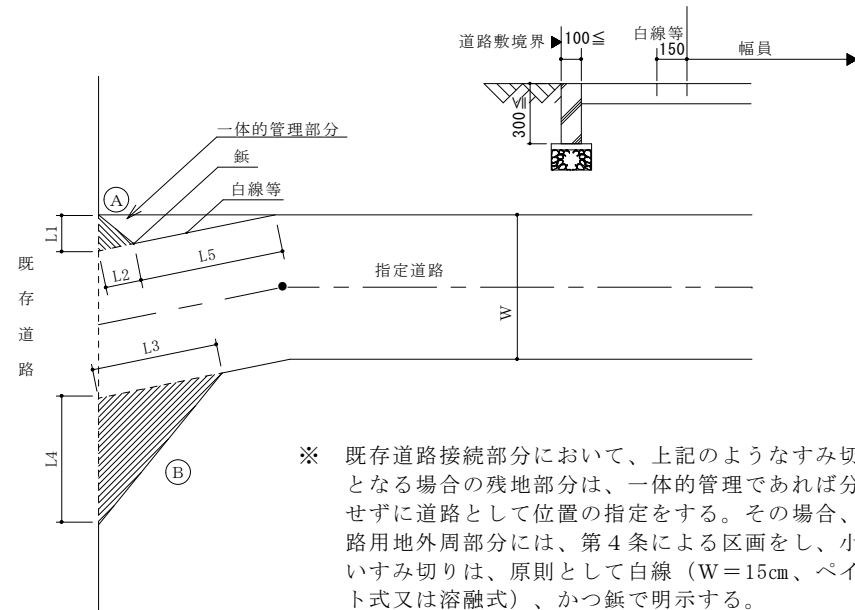
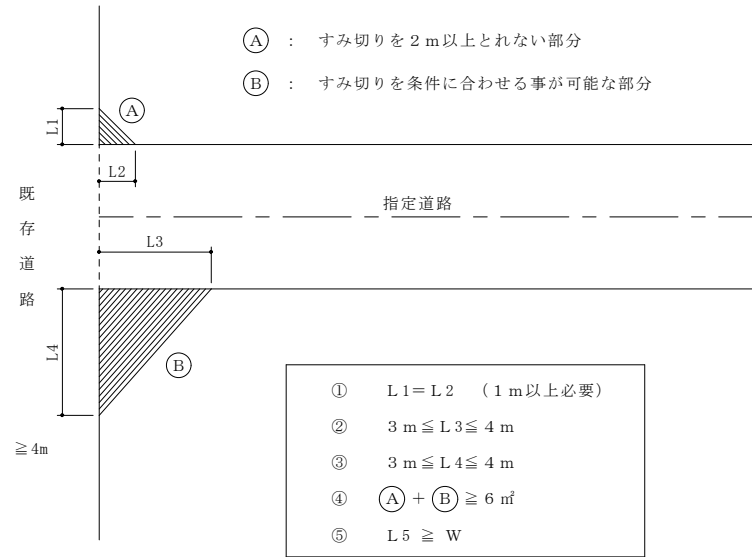
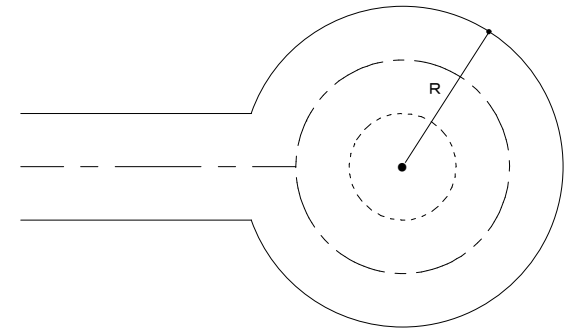
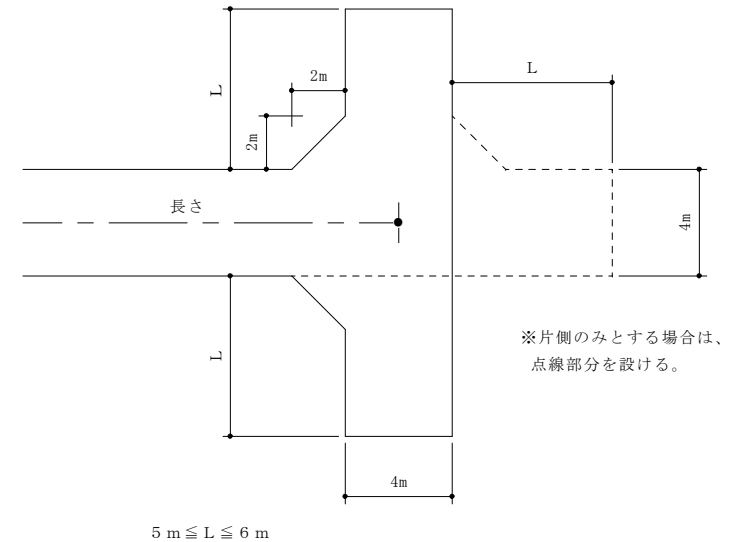


図7 転回広場の設置基準

(1) 終端の転回広場



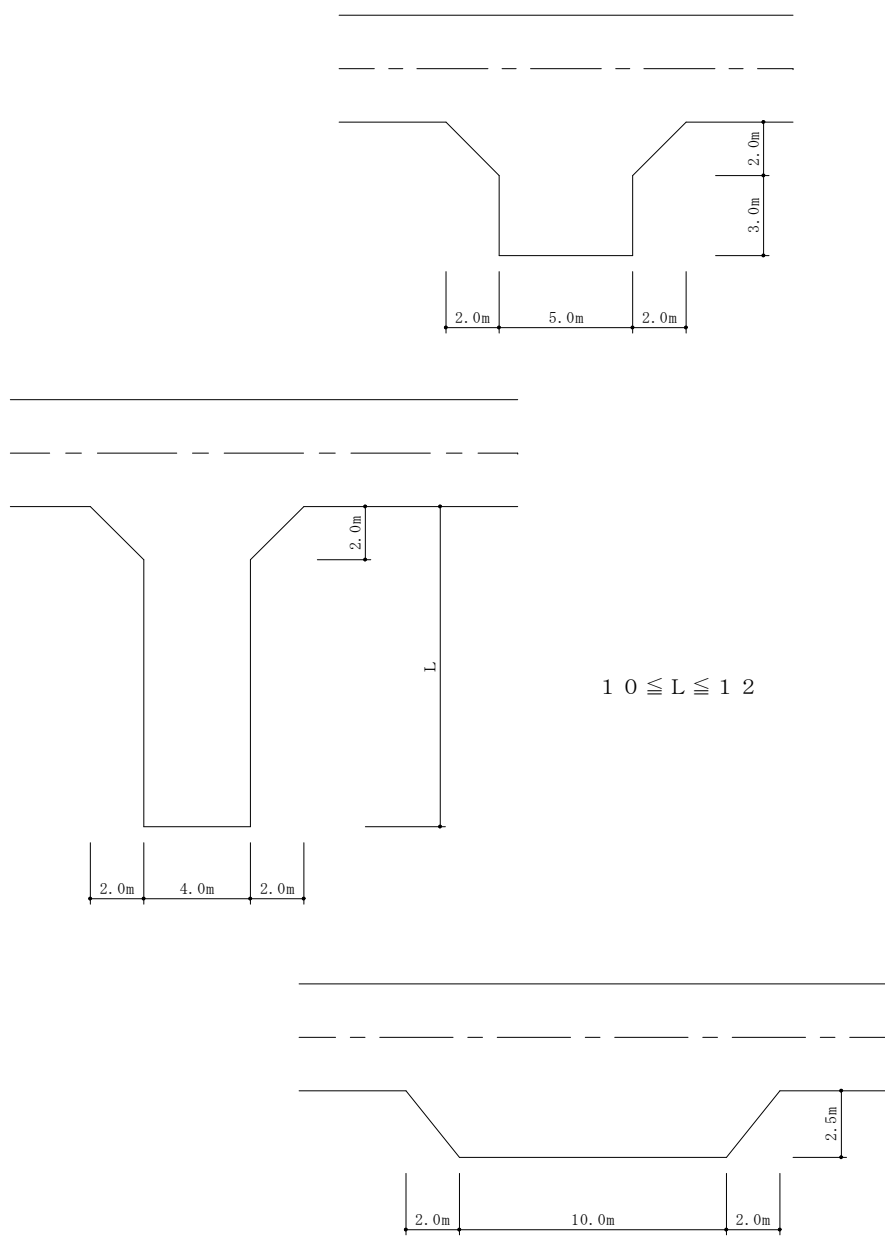
R (半径) = 6 m



$5\text{m} \leq L \leq 6\text{m}$

(2) 中間の転回広場

① 片側に設ける場合



(2) 中間の転回広場

② 両側に設ける場合

